

保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第96号

保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則等の一部を改正する規則

(保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部改正)

第1条 保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則(昭和44年鳥取県規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前																						
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県保健所条例(平成12年鳥取県条例第6号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づき、保健所の使用料及び手数料(以下「使用料等」という。)の減免に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(使用料等の免除)</p> <p>第2条 <u>保健所長(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条第1項の規定により知事の権限に属する条例第4条の事務の委任を受けた保健所の長をいう。以下同じ。)</u>は、公衆衛生の向上及び増進を図るために必要と認める次の表の左欄に掲げる事業を実施する場合においては、同表の右欄に掲げる者に対して、当該事業の実施に必要な試験検査等に係る使用料等を免除するものとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>事業</th><th>対象者</th></tr></thead><tbody><tr><td>母子健康診査</td><td>母子健康診査を受ける者</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>性感染症検診</td><td>性感染症検診(淋菌感染症、梅毒及び性器クラミジア感染症に係るものに限る。)を受ける者</td></tr></tbody></table>	事業	対象者	母子健康診査	母子健康診査を受ける者	略		性感染症検診	性感染症検診(淋菌感染症、梅毒及び性器クラミジア感染症に係るものに限る。)を受ける者	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県保健所条例(平成12年鳥取県条例第6号)第5条の規定に基づき、保健所の使用料及び手数料(以下「使用料等」という。)の減免に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(使用料等の免除)</p> <p>第2条 <u>知事は</u>、公衆衛生の向上及び増進を図るため次の表の左欄に掲げる事業を実施する場合においては、同表の右欄に掲げる者に対して、当該事業の実施に必要な試験検査等に係る使用料等を免除する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>事業</th><th>対象者</th></tr></thead><tbody><tr><td>母子健康診査</td><td>母子健康診査を受ける者</td></tr><tr><td>歯科診療</td><td>歯科診療を受ける者</td></tr><tr><td>成人病検診</td><td>成人病検診を受ける者</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>性感染症検診</td><td>性感染症検診を受ける者</td></tr><tr><td>(淋菌感染症、梅毒及び性器ク</td><td></td></tr></tbody></table>	事業	対象者	母子健康診査	母子健康診査を受ける者	歯科診療	歯科診療を受ける者	成人病検診	成人病検診を受ける者	略		性感染症検診	性感染症検診を受ける者	(淋菌感染症、梅毒及び性器ク	
事業	対象者																						
母子健康診査	母子健康診査を受ける者																						
略																							
性感染症検診	性感染症検診(淋菌感染症、梅毒及び性器クラミジア感染症に係るものに限る。)を受ける者																						
事業	対象者																						
母子健康診査	母子健康診査を受ける者																						
歯科診療	歯科診療を受ける者																						
成人病検診	成人病検診を受ける者																						
略																							
性感染症検診	性感染症検診を受ける者																						
(淋菌感染症、梅毒及び性器ク																							

<p>肝炎ウイルス検査</p>	<p>平成20年1月1日から平成21年3月31日までの間に、肝炎ウイルス検査（C型肝炎ウイルス検査又はHBs抗原検査に限る。）を受ける者</p>	<p>ラミジア感染症に係るものに限る。以下同じ。）</p>
<p>第3条 保健所長は、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活保護を受けている者に対しては、使用料等を免除するものとする。</p>		<p>第3条 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活保護を受けている者に対しては、使用料等を免除する。</p>
<p>（天災等の場合の使用料等の減免） 第4条 前2条に定める場合を除くほか、保健所長は、天災その他知事が定める特別の事情がある場合には、使用料等を減免することができる。</p>		<p>（天災等の場合の使用料等の減免） 第4条 前2条に定める場合を除くほか、知事は、天災その他特別の事情がある場合には、使用料等を減免することができる。</p>
<p>（減免の申請手続等） 第5条 この規則に定めるもののほか、使用料等の減免の申請手続その他必要な事項は、知事が別に定める。</p>		

（鳥取県事務処理権限規則の一部改正）

第2条 鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後		改正前			
別表第2（第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係）		別表第2（第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係）			
個別職員に係る事務処理権限		個別職員に係る事務処理権限			
所 属 名	事項 内 容	事務処理権限の区分			地方機関の 長の名称
種類		専決権者		委任権者	
		知事	地方機関 部長 課長 の長	地方機関 部長 課長 の長	
略					
福祉保健部 共通	一 鳥取県社会福祉施設 入所措置費 等徴収規則 (昭和62年 鳥取県規則 第25号)に 基づく知事 の権限に属 する事務	5 同規則第8条の 規定による費用の 徴収に關し必要な 事項の決定			
	二 鳥取県保健所条例 (平成12年 鳥取県条例	1 同条例第4条の 規定による使用料 又は手数料の減額 又は免除			保健所長

第6号)に 基づく知事 の権限に属 する事務		
略	略	

附 則

この規則は、平成20年 1 月 1 日から施行する。